

仙台市農作物有害鳥獣対策協議会農作物有害鳥獣対策防除支援事業補助金交付要綱
(平成 14 年 4 月 1 日会長決裁)

(趣 旨)

第1条 野生獣による農作物被害防止対策を目的とし、自主防除措置を講じて、被害を防ぐ施設の設置の推進又は有害鳥獣捕獲に従事しようとする農業者等に対し、予算の範囲内において農作物有害鳥獣対策防除支援事業補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところにより、事業の円滑かつ適正な推進を図る。

(定 義)

第2条 この要綱において「農業者等」とは、以下のとおりとする。

- (1) 農業者が組織する団体（3名以上）
- (2) 町内会
- (3) その他会長が特に認めた者及び団体

(対象事業等)

第3条 この要綱における対象事業及び採択基準に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 農業者等は、補助金交付申請書（様式第1号）を会長に対し提出するものとする。

- 2 補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、以下のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（様式第1号の1）
 - (2) 収支予算書（様式第1号の2）
 - (3) 団体調書（様式第1号の3）・・・会長が特に認めた者を除く
 - (4) 会員調書（様式第1号の4）・・・会長が特に認めた者及び町内会を除く
 - (5) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 会長は、前条による申請を受けた場合において当該申請に係る書類及び内容等を審査のうえ、補助金交付指令書（様式第2号）により交付決定の通知をするものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 農業者等は、当該申請に係る書類の内容等の変更又は当該事業の中止、もしくは

は廃止しようとする場合は、すみやかに計画変更等承認申請書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

- 2 会長は、前項による申請を受けた場合において内容等を審査したうえ承認をしたときは、計画変更等承認通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

（事業実績の報告）

第7条 農業者等は、会長に対し事業完了後すみやかに事業実績報告書（様式第 5 号）を提出しなければならない。

- 2 事業実績報告書に添付しなければならない書類は、以下のとおりとする。
 - (1) 事業実績書（様式第 5 号の 1）
 - (2) 収支精算書（様式第 5 号の 2）
 - (3) その他会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 会長は、前条による事業実績報告を受けた場合において内容等を審査のうえ補助金の額を確定し通知（様式第 6 号）するものとする。

（補助金の交付）

第9条 会長は、前条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。ただし、会長は、事業遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

- 2 農業者等は、前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、補助金請求書（様式第 7 号）をすみやかに会長に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、特に必要があると認められる事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 22 日から施行する。

附則（平成 27 年 5 月改正）

この改正は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附則（平成 28 年 6 月改正）

この改正は、平成 28 年 6 月 2 日から施行する。

附則（平成 29 年 5 月改正）

この改正は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

附則（平成 30 年 6 月改正）

この改正は、平成 30 年 6 月 9 日から施行する。

附則（令和 2 年 6 月改正）

この改正は、令和 2 年 6 月 5 日から施行する。

附則（令和 3 年 6 月改正）

この改正は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 6 月改正）

この改正は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附則（令和 7 年 5 月改正）

この改正は、令和 7 年 5 月 27 日から施行する。